

## 社会福祉法人愛護会

### 女性活躍推進法に関わる一般事業主行動計画

女性が職場において、その能力を十分に発揮できる環境を整備することにより女性職員が継続して勤務できるようこの計画を定めます。

1、計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日

2、課題

(1) 女性の在籍数は多いが、育児や介護など家庭の事情など職場環境以外での離職がおきる場合がある。

(2) 男女間で勤続年数に差がある。

3、目標

○家庭の事情など職場環境以外での離職を前年比で80%以内とする。

4、取組内容

○平成28年4月～ 就業規則の母性管理措置、産前産後休業、育児休業、看護休業、介護休業の内容の周知

○平成28年4月～ 年次有給休暇の利用促進

○平成28年5月～ 現行の短時間勤務制度の緩和や育児、看護、介護のための休暇制度、再雇用制度などの検討及び実施